

公務員倫理規程から「ゴルフ禁止」の見直しを求める決議

ゴルフは、スポーツである。オリンピックはもちろん、国民体育大会をはじめとする各種競技大会の正式種目になっている。ゴルフは、我が国において百年以上の古い歴史を持ち、世界で活躍する選手を輩出し、ゴルフ場数は、米英に次いで世界第三位の規模（約二千ヶ所）を誇っている。

しかしながら、バブル経済崩壊後、ゴルフ競技人口は減少の一途を辿り、廃業や転業を与儀なくされているゴルフ場は少なくない。しかも、大都市圏から離れた地方から廃業が進んでいるのが現状である。近年のアベノミクスによる景気回復の流れの中でも、ゴルフの衰退傾向は変わっていない。その一方、ゴルフは、老若男女を問わず、生涯を通じて競技することができるスポーツであり、健康寿命延伸にも繋がることで注目されつつある。また、かつては環境破壊、森林破壊の元凶の一つと言われた時期もあったが、今や関係者の地道な努力によって、環境保全に貢献し、防災拠点となり、地域の雇用と経済を支える多面的機能が評価されるに至っている。

にもかかわらず、ゴルフは担税力のある人がするスポーツだとみなされ、「ゴルフ場利用税」が課税され続けている。しかも、その「ゴルフ場利用税」は、ゴルフ振興のための目的税として徴収されているものでもない。さらに、「国家公務員倫理規程」では、自己負担であっても、利害関係者とゴルフをすること自体が倫理規程違反とされている。地方公務員の倫理規程でも、この倫理規程に準じて同様の規定が設けられている。様々なスポーツがある中、なぜかゴルフだけが倫理規程で禁止行為とされ、スポーツとしてのゴルフの振興を図るにあたっては、大きな抑制要因となっている。

かつては利害関係者との飲食についても禁止行為であったが、現在は、届け出れば同席してもよいことに変更されている。しかし、ゴルフだけは依然として禁止行為である。スポーツであるにもかかわらず、である。「国家公務員倫理規程」が定められている以上、遵守しなければならないのは当然である。ただ、その一方で、時代の変化にそぐわない、道理の通らない規程は順次見直すこともまた必要である。

二年後、「二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」が

我が国で開催される。世界各国の多くの人々が注目する中、公務員が利害関係者とゴルフをすると我が国の公務員倫理上では規則違反になるという現状は、彼らの目にどううつるのであるか。

例えば、国のスポーツの振興を担っているにも関わらず、国家公務員となると、たとえ自己負担でもスポーツ関係者とはゴルフができないという矛盾がおきている。なぜなら、利害関係者とみなされ、国家公務員倫理規程違反となるからである。

国家公務員倫理審査会は、「国家公務員倫理規程」においてゴルフを禁止行為とした規定を見直すべきである。そして、全国の地方公共団体の公務員倫理規程においても同様に見直しを要望する。

以上、決議する。

平成三十年十一月十六日

自由民主党 政務調査会 文部科学部会・部会長 赤池 誠章

同 スポーツ立国調査会 会長 馳 浩

自由民主党 ニ〇二〇年オリンピック・パラリンピック東京大会実施本部 本部長 遠藤 利明

同 ゴルフ場利用税廃止検討チーム 座長 中曾根 弘文

自由民主党 ゴルフ振興議員連盟 会長 衛藤 征士郎